

令和7年度事業計画

1 公益事業

(1) 水難救済に従事した者の報奨に関すること。

報奨金対象事案を早期に把握し、適正な手続きに努める。

報奨金の請求手続きについては、各救難所の事務手続き担当者の意識の高揚を図り、指導・助言、連携を図り、迅速な処理を目指す。

(2) 水難救済に従事する者の訓練及び教育に関すること。

① 救難所員の訓練について救難所現場のニーズに対応した積極的かつ効率的な訓練の実施に努める。

② 各救難所には、自主的な訓練を実施するなど、救難所独自の訓練を奨励するとともに、海上保安庁が海事関係者に対して行う救助訓練に積極的に参加するように救難所を支援する。

③ 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例及び同施行規則で規定する水難救助員を認定するための訓練・講習を開催し、「琉球水難救済会救助員証」を発行する。

(3) 水難救済に要する資器材の調達に関すること。

① 各救難所が保有する資器材の現状を把握するとともに、救難所の要求に応じ、資器材の適切な調達・配付に努める。

② 高額の資器材については可能な限り中央から調達することとする。

③ 海難発生頻度の高い海浜に救命浮環を設置する「ライフリング設置事業」については、継続した取り組みを行う。

(4) 水難救済に功労のあった者の表彰に関すること。

① 水難救済において人命救助に功労のあった者、琉球水難救済会の救難所員の救助活動を支援した一般の者の表彰を行う。

② 本会役員として永年在任し、功績顕著な者及び救難所員として功労のあった者の表彰を行う。

(5) 救難所の運営に関すること。

① 現在89の救難所が活動中である。

救難所は当会の活動の根幹を成すものであることから、救難所の活動を積極的に広報し多くの県民の理解を得ながら、各地域からの要望等を受けて適切な場所に救難所の新設を図ることとする。

② 海上保安庁、警察、消防等の公的救助機関と緊密な連携を図り、効果的な救難

搜索活動を実施できるようにする。

- ③ 自然海岸における死亡海難に対応できる救助体制の構築に取り組む。

(6) 災害発生時における救援に関すること。

- ① 沖縄県及び各市町村が開催する総合防災訓練の海上部門の訓練に地元の救難所を参加させ、震災時等における災害救助活動及び自己の避難等の訓練に積極的に参加し、発災時の救援に資する。
- ② 災害発生時の要請に応えるべく、沖縄県内市町村地域防災計画への参画を推進する。

令和6年2月改正の「宮古島市地域防災計画」に琉球水難救済会として、海上輸送の実施機関として参画している。

(7) 水難救済思想の普及に関すること。

- ① 当会の関係機関、事業所、団体等が行う活動及びイベント等に参画し水難救済思想の普及を図る。
- ② ホームページ、リーフレット、横断幕及びマスコミ等の広報媒体を活用し思想普及を図る。
- ③ 地域や学校現場からの要請に応じて生徒を対象に、海保と連携のうえ、「海的安全教室」を開催し、水難救済思想の普及を図る。

(8) 海難防止活動の支援に関すること

主に次の各団体、機関と連携し海難防止活動の支援を実施する。

- ・第十一管区海上保安本部及び各海上保安部署
- ・沖縄県警察
- ・沖縄総合事務局
- ・沖縄県ウォータークラフト安全協会（OWSA）
- ・NPO法人 沖縄県カヤック・カヌー協会（OKCA）
- ・一般社団法人沖縄ライフセービング協会
- ・（一財）沖縄マリンレジャーセイフティビューロー（OMSB）

(9) 青い羽根募金事業

- ① 平成10年度から公益社団法人日本水難救済会の承認を得て、水難救済事業の広報と事業資金調達の為、7月1日～8月31日の間を「青い羽根募金強調運動期間」として青い羽根募金活動を展開する。
- ② 青い羽根募金活動は、各市町村、事業所及び各団体並びに県民に協力依頼するとともに、各種イベント等に参画し、募金活動を積極的に推進する。
- ③ 高額の募金者は積極的に表彰及び広報するなどして、青い羽根募金の周知普及活動に務める。

(10) 各団体との協力関係の構築

マリンレジャー関連の団体等と協力関係を構築し、海難救助及び海難防止活動の支援を推進することにより、海の安全・安心の提供に努める。

2 収益事業

1階・2階を、アジア海洋沖縄株式会社に賃貸し家賃収入を得る。

3 法人事業

(1) 公益法人の運営については、行政庁の指導・監督を受け、コンプライアンスの徹底に努め、ガバナンスを維持し健全な経営を目指す。

会員の勧誘については、ホームページの活用、ポスターやリーフレットを作成配布する等して当会の存在と活動を広く宣伝し、新規会員の加入促進を行うこととする。

(2) 公益法人法の改正に伴う対応

改正公益法人法（公益法人法：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律）が令和7年4月1日に施行されます。

公益法人法の改正では、「財務規律の見直し」、「行政手続きの簡素化」、「ガバナンスの強化」が導入されることから、新しい法制度に適応した運営を図る。